

政令第三百十六号

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第四十三条第五項、第四十六条第一項及び第三項、第五十三条並びに第五十五条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第七を次のように改める。

別表第七（第十条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月から四六月まで	一、〇一〇円を前月金額に加算した金額
四七月から五四月まで	一、〇二〇円を前月金額に加算した金額
五五月から六四月まで	一、〇三〇円を前月金額に加算した金額
六五月から七六月まで	一、〇四〇円を前月金額に加算した金額

七七月から八八月まで	一、〇五〇円を前月金額に加算した金額
八九月から九六月まで	一、〇六〇円を前月金額に加算した金額
九七月から一〇四月まで	一、〇七〇円を前月金額に加算した金額
一〇五月から一一二月まで	一、〇八〇円を前月金額に加算した金額
一一三月から一二〇月まで	一、〇九〇円を前月金額に加算した金額
一二一月から一二八月まで	一、一〇〇円を前月金額に加算した金額
一二九月から一三六月まで	一、一一〇円を前月金額に加算した金額
一三七月から一四四月まで	一、一二〇円を前月金額に加算した金額
一四五月から一五二月まで	一、一三〇円を前月金額に加算した金額
一五三月から一六〇月まで	一、一四〇円を前月金額に加算した金額
一六一月から一九〇月まで	一、一五〇円を前月金額に加算した金額
一九一月から一九五月まで	一、一四〇円を前月金額に加算した金額
一九六月から二〇五月まで	一、一五〇円を前月金額に加算した金額

二〇六月から二四〇月まで	一、一六〇円を前月金額に加算した金額
二四一月から二九〇月まで	一、一七〇円を前月金額に加算した金額
二九一月から二九五月まで	一、一六〇円を前月金額に加算した金額
二九六月から三〇〇月まで	一、一七〇円を前月金額に加算した金額
三〇一月から三四八月まで	一、一八〇円を前月金額に加算した金額
三四九月から三九六月まで	一、一九〇円を前月金額に加算した金額
三九七月から四四四月まで	一、二〇〇円を前月金額に加算した金額
四四五月から四九二月まで	一、二一〇円を前月金額に加算した金額
四九三月から五四〇月まで	一、二二〇円を前月金額に加算した金額
五四一月以上の月数	当該月数から四八減じた月数における増加額に一〇円を加算した金額を前月金額に加算した金額

別表第十を次のように改める。

別表第十（第十二条関係）

金額	月数
一、〇〇〇円	一月
二、〇〇〇円	二月
三、〇〇〇円	三月
四、〇〇〇円	四月
五、〇〇〇円	五月
六、〇一〇円	六月
七、〇一〇円	七月
八、〇一〇円	八月
九、〇一〇円	九月
一〇、〇二〇円	一〇月
一一、〇二〇円	十一月
一二、〇三〇円	十二月

一三、〇三〇円	一三月
一四、〇四〇円	一四月
一五、〇四〇円	一五月
一六、〇五〇円	一六月
一七、〇六〇円	一七月
一八、〇六〇円	一八月
一九、〇七〇円	一九月
二〇、〇八〇円	二〇月
二一、〇九〇円	二一月
二二、一〇〇円	二二月
二三、一一〇円	二三月
二四、一二〇円	二四月
二五、一三〇円	二五月

二六、一四〇円	二六月
二七、一五〇円	二七月
二八、一六〇円	二八月
二九、一七〇円	二九月
三〇、一八〇円	三〇月
三一、一九〇円	三一月
三二、二一〇円	三二月
三三、二二〇円	三三月
三四、二三〇円	三四月
三五、二五〇円	三五月
三六、二六〇円	三六月
三七、二八〇円	三七月
三八、二九〇円	三八月

三九、三一〇円	三九月
四〇、三三〇円	四〇月
四一、三四〇円	四一月
四二、三六〇円	四二月
四三、三八〇円	四三月
四四、四〇〇円	四四月
四五、四一〇円	四五月
四六、四三〇円	四六月
四七、四五〇円	四七月
四八、四七〇円	四八月
四九、四九〇円	四九月
五〇、五一〇円	五〇月
五一、五三〇円	五一月

六四、八五〇円	六三、八二〇円	六二、七九〇円	六一、七七〇円	六〇、七四〇円	五九、七二〇円	五八、六九〇円	五七、六七〇円	五六、六五〇円	五五、六二〇円	五四、六〇〇円	五三、五八〇円	五二、五六〇円
六四月	六三月	六二月	六一月	六〇月	五九月	五八月	五七月	五六月	五五月	五四月	五三月	五二月

	六五、八七〇円	六五月
	六六、九〇〇円	六六月
	六七、九三〇円	六七月
	六八、九六〇円	六八月
	六九、九八〇円	六九月
	七一、〇一〇円	七〇月
	七二、〇四〇円	七一月
	七三、〇七〇円	七二月

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(退職金に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給事由が生じた者に係る退職金の額について

ては、なお従前の例による。

第三条 施行日前に別表第七特定業種（この政令による改正前の中小企業退職金共済法施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第七に係る特定業種をいう。以下同じ。）に係る特定業種退職金共済契約の被共済者であった日（退職金の支給を受けた場合における当該退職金の額の算定の基礎となった日を除く。）のある者であつて、施行日以後に支給事由が生じたものに係る退職金の額は、次の各号に掲げる当該別表第七特定業種に係る特定業種掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 四十二月以下 別表第七特定業種掛金月額区分（別表第七特定業種に係る中小企業退職金共済法施行令（以下この条において「令」という。）第十条第一号に規定する区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げた額）

イ 平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成九年七月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数（別表第七特定業種に係る令第十条第一号に規定する特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が三十五日以下で

ある場合 十円に別表第七特定業種区分掛金納付月数を乗じて得た額

ロ イに掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（施行日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。以下この条において同じ。）に対応する換算月数を加えた月数に応じこの政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令（以下「新令」という。）別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

二 四十三日以上 別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）

イ 施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が四十二月以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。） 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に施行日前別表第七特定業種区分

掛金納付月数に対応する換算月数を加えた月数に応じ新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が従前の算定方法により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

2 前項第一号ロ及び第二号ロの換算月数は、別表第七特定業種掛金月額区分ごとに、新令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額のうち、施行日の前日に退職金の支給事由が生じたものとみなして、施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ、従前の算定方法により算定した額を下回らない範囲内で当該算定した額に最も近い金額に応じ同表の上欄に定める月数から、当該施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数を減じて得た月数とする。

3 第一項第一号ロ及び第二号ロの従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 平成十五年十月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数（平成十五年十月一日前の日に係る別表第七特定業種区分掛金納付月数をいう。）が四十二月以下である場合（平成九年七月一日前別表第七特定業種区分掛金納付月数が三十六月以上である場合を除く。） 別表第七特定業種区分掛金納付月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 別表第七特定業種区分掛金納付月数に中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第三百四十号）附則第四条第二項に規定する換算月数を加えた月数に応じ旧令別表第七の下欄に定める金額の百分の一の金額（その額が、別表第七特定業種区分掛金納付月数について同条第四項の規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額）

4 前項の規定は、第二項の従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、前項中「別表第七特定業種区分掛金納付月数に」とあるのは、「施行日前別表第七特定業種区分掛金納付月数に」と読み替えるものとする。

（被共済者が特定業種間を移動した場合の繰入金額等に関する経過措置）

第四条 新令第十一条の規定は、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日以後に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、甲特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者が施行日前に乙特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（別表第七特定業種に係る従前の積立事業についての納付金額等に関する経過措置）

第五条 新令第十二条の規定は、中小企業退職金共済法第五十三条の従業員（以下この条において「従業員」という。）が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、従業員が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

（退職金共済契約の被共済者に係る繰入金額等に関する経過措置）

第六条 新令第十三条の規定は、退職金共済契約の被共済者が施行日以後に別表第七特定業種に係る特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合について適用し、退職金共済契約の被共済者が施行日前に当該特定業種退職金共済契約の被共済者となった場合については、なお従前の例による。

理由

最近における経済情勢の変化に対応して、特定業種に属する事業を営む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特定業種退職金共済制度の安定を図るため、退職金の額の見直しを行う等の必要があるからである。